

訴訟の係属中に破産手続開始の申立てがされた場合において免責の許可を条件とする判決がされた事例

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 3 月 6 日

【事 件 番 号】 令和 5 年（ワ）第 2684 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容（確定）

【参 照 法 令】 破産法 253 条 1 項 3 号、民事訴訟法 246 条

【掲 載 誌】 交民集 57 巻 2 号 330 頁、判タ 1525 号 220 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25621455

慶應義塾大学教授 川嶋隆憲

事実の概要

本件は、横断歩道を歩行中であった X が Y の運転する自動車と接触した事故（以下「本件事故」という）により受傷したとして、X が Y を相手取って不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起した事案である（以下、上記訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という）。本件事故時（令和 2 年 11 月 18 日）、Y は運転免許停止中であった。

Y は、本件訴訟の係属中であった令和 6 年 1 月 11 日、破産手続開始の申立てをすると同時に免責の許可を求めた（上記申立てに係る破産手続は、本件訴訟の口頭弁論終結時、判決言渡時のいずれにおいても開始されていない）。

本件訴訟において、Y は、X の Y に対する損害賠償債権（以下「本件債権」という）は、破産手続において免責許可決定が確定したときは同決定の効力により免責されるべきものであると主張した。これに対して、X は、本件債権は、故意または重大な過失により加えた人の身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権であり、破産法 253 条 1 項 3 号の非免責債権に該当すると主張した。また、X と Y は、本件においては、免責の判断を待つまでもなく、次のような主文を言い渡すことが可能かつ相当であるとする、受訴裁判所の見解に対して同意した。

「ア 非免責債権に該当するとの判断をした場合 通常の給付判決

イ 非免責債権に該当しないとの判断をした場

合 現在申し立てている破産申立事件において、免責が許可されないことを条件とする給付判決及び免責許可決定が確定した場合に給付保持力の範囲を確認する確認判決」

判決の要旨

一部認容、一部棄却。

本判決は、要旨、本件債権は非免責債権に該当せず、したがって、上記「イ」の場合に該当するとして、X の請求は、「名古屋地方裁判所令和 * 年（ワ）第 * 号破産申立事件において、Y に対し、免責が許可されないことが確定したときは、民法 709 条に基づき 231 万 1832 円及びこれに対する不法行為の日である令和 2 年 11 月 18 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で」、「同破産申立事件において、Y に対する免責許可決定が確定したときは、X が、本件事故によって発生した、Y に対する民法 709 条に基づく損害賠償請求権に基づき、Y から 231 万 1832 円及びこれに対する令和 2 年 11 月 18 日から同免責許可決定が確定する日の前日まで年 3 パーセントの割合による金員を受領する権利を有することを確認する限度で」理由があるとして、X の請求を一部認容する判決を言い渡した。

本判決は、本件訴訟においてかかる判決をすることができる理由について、大要、次のように述べる。(1) 受訴裁判所は、被告に破産管財人が選

任されたことや中止命令がなされたこと等が判明した場合を除き、単に破産申立てがなされたという段階であれば、本案の判断をすることが可能である、(2) 非免責債権に該当しない破産債権は、免責許可決定の確定により、債権の効力のうち給付保持力のみが認められる、いわゆる自然債務になると解されることからすると、給付の訴えに対して免責の問題が出た場合には、質的一部認容として、免責が許可されないことが確定することを条件とする給付判決と免責許可決定が確定することを条件とする給付保持力の範囲を確認する確認判決をすることができると解される、(3) 上記のような確認判決をすることは確認の利益との関係で問題となりうるが、自然人の破産の場合、特段の意思表示がなければ、免責の問題が生じることは法律上確定になっており、被告は特段の意思表示をしていないから、何らかの免責に関する判断がなされることを前提とした判断を行うことも許容される、(4) これらを踏まえると、債務者が破産の申立てをし、免責の問題が法律上現実化している段階では、免責の判断を待つまでもなく、⑦裁判所が非免責債権に該当するとの判断をした場合においては、通常の給付判決を言い渡し、④非免責債権に該当しないとの判断をした場合においては、現在申し立てている破産申立事件において免責が許可されないことを条件とする給付判決と、免責許可決定が確定した場合に給付保持力の範囲を確認する確認判決とを言い渡すことが可能かつ相当である。

判例の解説

一 はじめに

本判決は、交通人身事故を原因とする損害賠償請求訴訟の係属中に被告が破産手続開始の申立てと免責許可の申立てをし、未だ破産手続が開始されていないという状況下においてなされた判決であり、将来の破産免責の有無に応じた2通りの内容——当該破産申立事件において免責が許可されないことを条件とする給付判決と、免責許可決定が確定した場合の給付保持力の範囲を確認する確認判決——から成る。

本件のように、給付訴訟の係属中に被告が破産申立てをしたことにより、近い将来において破産手続の開始による訴訟手続の中断や、破産免責に

よる訴訟物たる給付請求権への影響が見込まれるケースにおいて、受訴裁判所が破産手続と無関係に訴訟手続を進行させることの当否については議論があるところ、本判決は、上記判決の要旨に掲げた理由等から、免責の判断を待つことなく、上記のような内容の判決をすることが可能かつ相当であるとの見解の下、当事者の同意を得てこれを言い渡したものとして、事例的意義を有する。また、本判決は、かかる判決をするための前提問題として、本件債権の非免責債権該当性について審理した上で、これを否定する判断を示しており、この点でも事例的意義を有する¹⁾。

二 破産手続の開始と訴訟手続への影響

破産法 44 条 1 項は、破産手続開始の決定があったときは、破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は中断する旨を定める。上記にいう「破産財団に関する訴訟」には、大別して、破産財団帰属の財産に関する訴訟と破産債権に関する訴訟とがあり、本件訴訟は後者に当たる（破 2 条 5 項参照）。したがって、同規定により、破産手続開始決定時（破 30 条 2 項参照）に訴訟手続は中断し²⁾、以降、中断中は、裁判所も当事者も訴訟行為をすることができない。ただし、既に弁論が終結している場合に判決の言渡しをすることは、法が定める例外として許される（民訴 132 条 1 項参照）。

本件事案は、上記とは異なり、未だ破産手続が開始されていない段階にとどまるから、他に中断・中止事由がある場合を除き³⁾、受訴裁判所が弁論を終結して、判決を言い渡すことは妨げられないと考えられる。もっとも、受訴裁判所が破産手続の帰趨とは無関係に単純な給付判決をしても、その後、債務者について免責許可決定が確定した場合には、債務者において破産免責を異議事由とする請求異議の訴えを提起する一方、債権者において非免責債権該当性を理由にこれを争うなど、当該給付判決に基づく強制執行の許否をめぐる再び訴訟追行の負担を強いられるという問題を生じうる。他方で、受訴裁判所が破産手続の帰趨を待った上で、④破産免責がされなかった場合には原告の請求を認容し、⑥破産免責がされ、かつ、当該訴訟の訴求債権が非免責債権に該当しないと認められる場合に原告の請求を棄却し⁴⁾、⑤破産免責がされ、かつ、訴求債権が非免責債権に該当する

と認められる場合に原告の請求を認容することとした場合には、上記のような請求異議訴訟の発生を回避できる反面、破産手続が長期化することがあれば、それに伴って当事者の権利実現や被害救済が制約されるという問題を生じうる。

これまでの議論においては、破産申立ての段階においては、破産手続が開始されるか否か、破産免責がされるか否かは不確定な状況にあり、破産裁判所の判断を先取りした上で将来免責がされることを前提に訴訟手続の進行を決めることはできないこと、破産手続の開始や免責の許可がされる可能性が高い場合でも、免責の効果は将来に向かって効力を生じるものであるから、当該訴訟において抗弁事由となる余地はなく、却って債権者の権利の実現を裁判所の運用で妨げる結果となること等を理由として、訴訟手続を速やかに進行させるべきとの考え方がある⁵⁾。これに対し、本判決は、前記のとおり、破産手続の帰趨を待つことなく、将来の免責の有無に応じた2通りの内容から成る判決を言い渡すという形をとることによって、単純な給付判決を言い渡すこととした場合に生じうる問題点と、破産手続の帰趨を待つて判決を言い渡すこととした場合に生じうる問題点の双方の克服を試みたものと言えよう（かかる判決をすることと処分権主義との関係については、五参照）⁶⁾。

三 免責許可決定の効力

本判決は、当該破産申立事件において免責が許可されないことを条件とする給付判決と、免責許可決定が確定した場合の給付保持力の範囲を確認する確認判決を含むが、後者の確認判決は、その前提として、免責許可決定が確定した場合でも債権の給付保持力は残るとする、いわゆる自然債務説の考え方に立つ。

免責許可決定の効力について、破産法253条1項は、破産者は、破産手続による配当を除き、原則として、破産債権についてその「責任を免れる」旨を定める。免責の法的性質に関しては、責任を免れるにとどまり、債務自体はいわゆる自然債務として残存するとする自然債務説と、債務そのものが消滅するとする債務消滅説とが対立するが、上記条文の文言等から、自然債務説が通説であり、判例もこれを前提としているとされる⁷⁾。

自然債務説によれば、免責許可決定が確定する

と、非免責債権を除き、破産債権が有していた訴求力や執行力は失われるが、給付保持力は残るため、破産債権者は破産者から任意に弁済を受けることができ、不当利得とはならない。また、免責許可決定の効力は同決定の確定時に生じ、遡及効は認められないと解されている⁸⁾。本判決の確認判決部分が「免責許可決定が確定したとき」という将来時点における「給付保持力の範囲」を確認する内容となっているのは、上記のような自然債務説の考え方を前提とした上で、給付保持力の範囲を既判力で確定することにより、将来における不当利得をめぐる争いを未然に予防することを意図ないし志向したものと見られよう（かかる確認判決をすることと確認の利益との関係については、五参照）。

四 非免責債権該当性

破産者につき免責許可決定が確定した場合でも、破産法253条1項各号所定の非免責債権については免責の効果は及ばない。本件訴訟では、運転免許停止中に自動車を運転し、横断歩道歩行中の歩行者を看過したことによって生じた本件債権に関して、3号該当性が争われたものであるが、本判決は、本件事故の直接の原因は横断歩道歩行中の原告を看過したという過失であり、自動車運転手としての基本的な注意義務に違反するものであるとはいえ、重大な過失であるとまでは言い難いこと、本件事故当時、無免許であったことにより本件事故が生じたり、原告の損害が増加したりしたとまでは言えないこと等を理由として、同号該当性を否定した。

破産法253条1項3号の規定は、同号所定の損害賠償請求権については、人の生命・身体という法益の重大性に照らして、その保護の必要性が特に高いと考えられることから、現行破産法において新たに非免責債権とされたものである⁹⁾。同号にいう「重大な過失」の解釈については、これまでの裁判例によれば、「ほとんど故意に等しいような極めて著しい注意欠如、あるいは運転態様自体が極めて危険といえるような場合に限定されるものであり、単に過失割合が大きい、あるいは一方的過失であるというだけで同条号が適用されるものではないというべきである」¹⁰⁾とされるなど、故意に比肩する程度に悪質であることを要するとするものが多い¹¹⁾。

五 民事訴訟法上の論点

本判決は、本件訴えに対して、原告の請求どおりの単純な給付判決をするのではなく、前記のような一定の制約のついた判決をするものであることから、処分権主義（民訴 246 条参照）との関係が問題となりうる。本件のように、かかる判決をすることにつき両当事者の同意があるケースでは、当該同意により、かかる判決をすることが原告の申立事項に含まれることが明確になっている、あるいは当該同意により黙示的な訴えの変更（および被告の異議なき応訴）があったと見ることによって問題は解消されと考えられるが、本件とは異なり、かかる判決をすることにつき原告の同意がないケースでは、原告の合理的意思解釈として、（判決の基準時の法律関係を前提とすれば単純な給付判決を得られるにもかかわらず、なお）かかる判決を求める意思が認められる必要がある。

また、本判決は確認判決を含むことから、当該確認判決をする必要性ないし正当性（確認の利益）も問題となりうる。本件のように、かかる判決をすることにつき両当事者の同意があるケースでは問題は顕在化しないと考えることができるが¹²⁾、本件とは異なり、そのような同意がないケースでは、方法選択の適切性の観点（給付請求権を訴訟物とする訴訟では給付判決をすることが原則として適切であると考えられる）や、対象選択の適切性の観点（本件訴訟の確認対象は免責許可決定確定時の債権の給付保持力の範囲であると見られるところ、そのような将来の法律関係は将来において現実に争われた段階で審理・判断すれば足りると考えられる）から問題を生じうる。方法選択の適切性や対象選択の適切性も一切の例外を許さないものではなく、即時確定の必要性の観点から例外的な扱いを許容する余地はありうるが¹³⁾、本件のように免責の問題が法律上現実化していることをもって確認の利益を基礎づけることについては異論もありえよう。破産申立てによって免責の問題が現実化しているとしても、免責後の債務者の任意弁済とその後の不当利得返還請求が不確実な状況においては、原告の法的地位（自然債務の弁済受領権限）に対する危険や不安は未だ現実化していないとも見うる。

●——注

1) 本判決の解説として、棚橋洋平「判批」新・判例解

説 Watch 文献番号 z18817009-00-061742600（Web 版 2025 年 5 月 23 日掲載）がある。

- 2) ただし、いわゆる同時廃止型の場合は、破産財団が構成されないために中断の対象となる「破産財産に関する訴訟」は存在しないと考えられること等から、訴訟手続は中断しないとする考え方が（川畑正文ほか編『はい 6 民です お答えします（倒産実務 Q&A）〔第 2 版〕』（大阪弁護士協同組合、2018 年）361 頁、伊藤真ほか『条解破産法〔第 3 版〕』（弘文堂、2020 年）1492 頁など参照）。
- 3) 例えば、破産法 24 条 1 項は、破産手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てまたは職権で、当該申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産関係の訴訟手続等、同項各号所定の手続の中止を命じることができる旨を定める。
- 4) 給付訴訟の目的たる権利が自然債務である場合の一般的な扱い（請求棄却）とその問題点については、滝澤孝臣「自然債務とその訴訟法上の取扱い」銀法 643 号（2005 年）46 頁以下参照。
- 5) 本納敏和「同時破産廃止及び免責決定と破産債権の行使をめぐる諸問題」判タ 885 号（1995 年）22～23 頁参照。
- 6) 本判決の匿名コメントは、本判決を「実務上、破産手続の帰趨を待つために訴訟手続が膠着せざるを得ない状況が生じているところであるが、自然人破産の多くを占め、かつ、申立てから開始までの間が長期化しやすい同時廃止型事件の場合における、解決策の一つを示したものの」（判タ 152 号 224 頁）と評する。
- 7) 学説・判例の状況につき、伊藤ほか・前掲注 2）1738 頁、伊藤真『破産法・民事再生法〔第 5 版〕』（有斐閣、2022 年）806 頁など参照。
- 8) 最判平 2・3・20 民集 44 巻 2 号 416 頁参照。
- 9) 小川秀樹編『一問一答 新しい破産法』（商事法務、2004 年）347 頁参照。
- 10) 大阪地判平 25・6・13 自保 1912 号 143 頁。
- 11) 交通人身事故を原因とする不法行為債権の非免責債権該当性が肯定された近時の事例として、名古屋地判令 5・4・28 交民 56 巻 2 号 563 頁（事故の約 4 時間前に発泡酒 1 缶を飲み、歩行者に接近を知らせるだけのライトの明るさを備えていない自転車を運転し、夜間の歩道において反対方向から歩行してきた歩行者に衝突したケース）がある。
- 12) 訴えの利益は訴訟要件のうち職権調査事項に分類されるものであるが、審理原則に関しては弁論主義の適用があるとされる（兼子一原著『条解民事訴訟法〔第 2 版〕』（弘文堂、2011 年）725 頁〔竹下守夫〕、高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法（3）』（有斐閣、2022 年）33 頁〔越山和広〕など参照）。かかる判決をすることについての両当事者の同意は、確認の利益についての自白を含んでいると見うる。
- 13) 一例として、東京地判平 19・3・26 判時 1965 号 3 頁参照。